

○渡邊介護保険データ分析室長 定刻になりましたので、第44回「社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会」を開会させていただきます。

委員の先生方におかれましては、お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、これまでと同様、オンライン会議システムを活用しての実施とさせていただきます。

また、傍聴席等は設けず、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開する形としております。

初めに、本日の委員の出席状況ですが、全ての委員に御出席いただいております。

公務等の都合により、認知症総合戦略企画官は欠席となりますので、併せて御報告申し上げます。

次に、田辺委員長におかれましては、社会保障審議会の委員を御退任されましたので、後任の委員長を指名させていただきたく存じます。

後任となる当委員会の委員長については、社会保障審議会介護給付費分科会運営細則を踏まえ、委員会委員の互選により選任させていただくこととなります。

事務局としては、岩村委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員首肯)

○渡邊介護保険データ分析室長 それでは、御異議なしと認めまして、岩村正彦委員が互選により委員長に選出されることとなりました。

岩村委員長から一言お願いいたします。

○岩村委員長 ありがとうございます。委員長を務めることになりました岩村でございます。皆様方、そして事務局の御支援等をいただきながら務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○渡邊介護保険データ分析室長 ありがとうございます。

次に、事務局に異動がありましたので、御紹介させていただきます。

介護保険指導室長の小林靖です。

それでは、議事に入る前に、お手元の資料の確認と、オンライン会議の運営方法の確認をさせていただきます。

最初に、資料の確認を行います。

事前に電子媒体でお送りしております資料を御覧いただければと思います。同様の資料を当省ホームページに掲載しておりますので、そちらからも御覧いただけます。

まず、議事次第と委員名簿がございます。

次に「令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について」の資料として、資料1、資料2を掲載しております。

資料の不足等がございましたら、恐縮ですが、ホームページからダウンロードいただくなどの御対応をお願いいたします。

次に、会議の運営方法でございます。

オンラインで出席の委員の先生方におかれましては、会議の進行中は、基本的にマイクをミュートにさせていただき、御発言をされる際には、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリック、岩村委員長の御指名を受けてからマイクのミュートを解除していただき、御発言いただくようお願いいたします。

御発言が終わりました後は、ツールバーの「リアクション」から「手を降ろす」をクリックいただき、再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

では、以降の進行は岩村委員長をお願いいたします。

○岩村委員長 それでは、議事次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。お手元の議事次第を御覧いただければと思っております。

本日の議題は「令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について」ということになっております。

事務局におかれましては、資料説明を簡潔に行っていただきたいと存じますし、また各委員におかれましても、御発言は論点に沿って簡潔に行っていただくようお願いいたします。

それでは、まず事務局から説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○説明者 それでは、令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施案について御説明させていただきます。

まず、資料1を御覧いただければと思っております。

1 ページ目ですけれども、令和8年度介護従事者処遇状況等調査について、資料にある基本的な考え方に沿って調査を実施してはどうかと考えております。

1 番目の「調査の目的」ですけれども、本調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的として実施をしております。

2 番目の「調査の時期及び公表時期」についてですが、令和8年7月に調査を開始し、調査結果については11月頃にこの経営調査委員会において公表、御報告させていただく予定で進めたいと考えております。前回実施した令和6年度調査においては、令和6年度介護報酬改定の影響等を把握するものでありましたので、令和6年10月に調査を実施し、令和6年度末に調査結果を公表させていただいております。今回の調査結果につきましては、今後の改定の検討に当たっての基礎資料ともなり得ることから、6年度調査とは異なるスケジュールとなっております。

3 番目の「調査対象及び抽出方法・抽出率」についてですけれども、調査対象につきましては、令和8年度介護報酬改定で介護職員等処遇改善加算の対象となった訪問看護、訪

問リハビリテーションを追加しております。なお、居宅介護支援についてはこれまでも調査対象としておりまして、今回の調査でも引き続き対象としております。

抽出方法につきましては、これまでの調査と同様、サービスごとに地域区分別・規模別に層を設定し、各層の中で無作為抽出を行う層化無作為抽出法により抽出をすることとしております。各サービスや各施設・事業所における従事者の抽出率については、後ほど御説明させていただければと思います。

資料の2ページ目を御覧いただければと思います。4番の「調査項目」についてですが、調査票は施設・事業所票と従事者票の2つに分かれております。

施設・事業所票については、給与の引上げの状況などの給与等の状況、処遇改善加算の届出等の状況、処遇改善加算の要件の1つである給与等の引上げ以外の職場環境改善の状況、令和7年度補正予算で措置した事業である令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況などを調査項目としております。

従事者票については、職員の職種や勤務形態、資格の取得状況、基本給や手当、ボーナスなどの一時金の額などを調査項目としており、令和7年7月と令和8年7月の2時点の給与額等を調査することとしております。

5番目の「調査項目等の変更について」ですが、こちらは令和6年度調査との主な変更点についてまとめております。

1つ目の○についてですが、先ほど御説明したとおり、今回の調査では、訪問看護と訪問リハビリテーションを追加しております。

2つ目の○についてですが、令和8年度介護報酬改定では、介護職員等処遇改善加算について、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分が設けられましたので、これらを踏まえた調査項目の見直しを行っております。

3つ目の○についてですが、今回の調査ではベースアップによる賃金改善額や令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業による賃金改善の状況を把握するための調査項目を追加しております。

それ以外に、令和6年度調査の内容から時点修正などの軽微な変更を行っております。

続いて、3ページ目、4ページ目についてですが、こちらは令和6年度調査との比較をまとめております。御参照いただければと思ひまして、詳細は資料2で御説明させていただければと思います。

続いて、5ページ目については、各サービスにおける施設・事業所の抽出率をまとめたものになっております。これまでの調査と同程度の目標精度を達成できるように設定しておりまして、基本的には従来から調査対象となっている施設・事業所については、抽出率は同じとさせていただいております。新たに調査対象となった訪問看護と訪問リハビリテーションについては、他の同規模のサービスを参照しまして、訪問看護については10分の1、訪問リハビリテーションについては5分の1の抽出率とさせていただいております。

6ページ目についてですが、調査対象となった施設・事業所における従事者の抽出率に

なっております。こちらもこれまでの調査と同程度の目標精度を達成できるよう設定しております。基本的に従来から調査対象となっている施設・事業所での抽出率は同じとさせていただきます。新たに調査対象となりました訪問看護と訪問リハビリテーションについてですが、訪問看護の看護職員については2分の1とし、他のリハ職や事務職員は全数調査ということで1分の1とさせていただきます。訪問リハビリテーションについても、リハ職や事務職員について全数ということで1分の1と設定させていただきます。

なお、5ページ目の表の下の2つ目の※に記載をしておりますけれども、この調査については政府統計の一般統計調査となっております。総務大臣の承認を受ける必要があります。この審査の過程でこれまで御説明させていただいた内容の変更があり得ることをあらかじめ御承知おきいただくと幸いです。

資料1の説明は以上になります。

続いて、資料2をご説明させていただければと思います。

資料2を御覧いただきまして、こちらは令和8年度調査の調査票案となっております。主な変更点について御説明させていただきますけれども、6年度調査からの変更点を赤字で記載をさせていただきます。

それでは、1ページ目から御説明させていただきますが、まず問1については、給与等の状況に関する質問となっております。全てのサービスの施設・事業所の方に回答いただくものとなっております。変更点として、問1の(3)についてですけれども、こちらは給与等の引上げの理由を回答いただくものとなっておりますが、選択肢については令和6年度調査からの時点修正という形で、今回でいいますと令和7年度の補正予算での事業による補助金を踏まえて給与等を引き上げたのか、令和8年度介護報酬改定を踏まえて給与等を引き上げたのか、もしくはその両方なのか、そういったことを回答いただくものとなっております。

問1の(4)は、新たに設けさせていただいた調査項目となっております。給与等の引上げ時期を回答いただくものとなっております。

補足する質問として、その下に(4)-1というものを設けておりますけれども、給与等を引き上げた時期を、なぜその時期にしたのかという理由を併せて回答いただく質問を新たに設けさせていただいております。

次のページに行きまして、問1の(5)について、こちらは賃上げ促進税制の関係の質問となっております。令和6年度調査の際には賃上げ促進税制の適用見込みを回答いただくものとさせていただいていましたが、今回の調査では実際の適用状況を回答いただくこととしていまして、それに合わせた選択肢の修正をしております。

問1の(6)、問1の(7)、こちらは選択肢を少し追加したものとなっております。

続きまして、3ページ目からですが、問2については、従来から処遇改善加算の対象となっているサービスの施設・事業所の方に回答いただく設問になっていまして、介護職員

等処遇改善加算の届出状況などについてお答えいただくものとなっております。

大きな変更点としては、4 ページ目の問 2 の (5) についてですけれども、こちらは新たに調査項目を設けさせていただいたもので、賃金改善の状況についてベースアップと定期昇給を分けて把握しているかどうかを回答いただくものとなっております。

その補足する質問として、ベースアップと定期昇給を分けて把握していると回答いただいた事業所については、ベースアップによる賃金改善額がいくらだったかを回答いただく質問を設けております。

問 2 の (6)、こちらも新規項目となっております、令和 8 年度介護報酬改定で設けられた加算 (I) (II) の上位区分を算定できた理由を回答いただくものとなっております。

その補足する質問として、補問 (6) - 1 で、処遇改善加算の取得要件であるキャリアパス要件と職場環境等要件、それぞれについて実際に対応したことで要件を満たしているのか、または誓約で対応したことで要件を満たしているのかを回答いただく質問を設けさせていただいております。

次の 5 ページ目、6 ページ目については、それぞれ選択肢を少し追加させていただいているところになります。

続いて、7 ページ目からですけれども、新たに処遇改善加算の対象となった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援の事業所の方に回答いただくものとなっております、こちらも同じように処遇改善加算の届出状況等について回答いただく質問となっております。先ほど見ていただいた設問とほぼ同じ内容となっておりますけれども、若干訪問看護や訪問リハビリテーション、居宅介護支援に合わせた選択肢等にしているところです。

続いて、9 ページ目からの問 3 については、新規項目となっております、まず従来から処遇改善加算の対象となっているサービスの施設・事業所の方に回答いただく内容となっております。問 3 は令和 7 年度補正予算で措置した事業の申請状況などについての質問となっております。

問 3 の (1) でまず申請状況を回答いただきまして、申請済みと回答いただいた事業所については問 3 の (2) に回答いただくという流れとなっております。

問 3 の (2) については、実際に交付された補助金の総額を回答いただきまして、その補助金について賃金改善に充てた金額や対象人数、賃金改善に充てた場合は一時金として支給する場合と基本給または毎月決まって支払われる手当の引上げで実施する場合とがあるかと思しますので、それぞれについて内訳を書きいただく形となっております。また、職場環境改善に充てている場合には、その内訳と金額も回答いただく構成とさせていただいております。

問 3 の (3) については賃金改善に充てた金額を配分した職員の範囲を回答いただくものとなっております、問 3 の (4) は申請していないと回答いただいた事業所について、

その理由を回答いただくものになっております。

12ページ目からの問3、こちらについては訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援の事業所の方に回答いただく質問になっておりまして、先ほど見ていただいた質問とほぼ同じ内容を聞くことにしております。

続いて、14ページ目からの問4についてですけれども、こちらは処遇改善加算の要件の1つとなっております職場環境等要件について、その実施状況を回答いただくものになっております。令和7年度以降の要件に合わせる修正を行っているのみでございます。

16ページ目以降の問5、そして問6については、各サービスにおける利用者や職員数の状況について回答いただくものとなっております。

最後のページですけれども、28ページ目は職員ごとの給与等を把握する従事者票になっております。こちらについては令和6年度調査のときと内容は変更しておりませんが、時点だけ変更し、令和8年の7月時点と令和7年の7月時点の給与等を回答いただくものになっております。

なお、こちらの調査票につきましても、総務省の審査の過程で変更があり得ることをあらかじめ御承知おきいただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。

○岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明をいただきました資料1、そして資料2について、御意見、御質問などございましたらお願いをしたいと思います。

それでは、泉委員、お願いいたします。

○泉委員 詳細な御説明をどうもありがとうございました。

私からは1点コメントを申し上げます。

今回の令和8年度の介護報酬改定ですけれども、こちらは強い経済を実現する総合経済対策の一環として、人材流出を防ぐための緊急的な対応であると理解しております。その点を踏まえますと、今回の調査時点では令和8年度の介護報酬改定による人材流出の影響はすぐには出てこないと考えられますので、改定効果を直接的に捉えることには一定の難しさがあるものの、現時点の状況を把握するという意味において、今回の調査内容は妥当なものではないかと考えております。

一方で、今回の改定に伴う賃上げによって、人材流出の状況が実際にどう変化したのかについては、どこかのタイミングで改めて検証する必要があるのではないかと考えております。その際には、退職率、充足率、勤続年数、採用コスト、そういった指標で検証していくことが求められるのではないかと考えました。

私からは以上になります。

○岩村委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょう。

緒方委員、どうぞ。

○緒方委員 御説明ありがとうございました。

今回の調査は、今、お話が出ていましたけれども、令和8年度の臨時改定の影響も若干は何かしらのところは拾えるのではないかと考えておりますし、令和9年度改定に向けた調査となりますので、非常に重要な調査であると認識しております。そのためにも、まず有効回答率向上のための取組、そして今回は新たに訪問看護、訪問リハビリテーションが調査対象に加わりますので、施設や事業所、経営主体別において回答率のばらつきが出ないような取組が必要であると考えております。

介護事業経営実態調査では、回答率や記載の正確性の向上のために、法人単位で調査票を一括送付される取組などがございましたが、今回の調査に当たっては有効回答率の向上や回答率のばらつきが出ないような取組について、何かございましたらお教えいただければと思っております。

○岩村委員長 ありがとうございます。

御質問ということですので、事務局のほうでお願いいたします。

○説明者 お答えさせていただきます。

資料では載せていなかったのですが、この処遇状況等調査についても経営実態調査や経営概況調査と同様に、法人本部への調査票の一括送付ですとか、もちろんオンライン調査ということでインターネットで回答していただく取組もやっております。ですから、今回の調査でもそういったものは引き続き活用していき、できるだけ有効回答率が高まるよう取り組みたいと思っております。

御参考ですが、令和6年度の処遇調査の回収率と有効回答率は、回収率は6割くらいで、有効回答率も59.3%となっておりますので、今回もそのくらいは目指して色々取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○岩村委員長 ありがとうございます。

緒方委員、いかがでしょうか。

○緒方委員 御説明ありがとうございます。承知いたしました。

○岩村委員長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

堀田委員、どうぞ。

○堀田委員 ありがとうございます。

今の緒方委員の御指摘と共通なのですが、これまでも膨大だったところにさらに結構項目が追加されているので、かなり負担感の大きな調査になると思います。そして、特に調査対象として加えられた訪問看護、訪問リハビリテーションは事業所の規模が小さいところがとても多いので、手が回らないところはかなりあるのではないかと思います。整理なさっているかもしれないのですが、とりわけ新たに加える訪問看護や訪問リハビリテーションで小規模のところも答えやすいような支援の在り方も関係者の方々に事情を聞いてい

ただきながら、回収率を高めるところ、集まったところは比較的余裕があるところとなりにくいような工夫をぜひ重ねていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○岩村委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょう。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

特に委員の皆様からは回収率、有効回答率についてのコメント等がありましたので、実際に調査を行うに当たっては、先ほど御説明いただいたところではありますけれども、そういう取組をぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

特にほかにはないようですので、今日の議題につきましては、お示ししました内容で当委員会としては了承をしまして、後日開催されます介護給付費分科会に報告をさせていただくということでよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○岩村委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきたいと思います。

ほかにもこの際ということで御発言はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の審議はここまでにさせていただきたいと思います。

最後に、次回の予定につきまして事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○渡邊介護保険データ分析室長 次回の日程は、事務局から追って御連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

○岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。お忙しいところを大変ありがとうございました。散会いたします。